

は し が き

金融セクターに対する課税は、2008年に発生した金融危機への対応として投入された公的資金の回収や、今後の危機への備えとして、欧米諸国を中心に議論が活発化した。また、一部の国・地域では、金融危機を発生させた金融セクターに対する国民の批判の高まり等を背景として、具体的な制度の導入や検討が進展している。

一方、金融危機による金融セクターへの直接的影響が限定的であったわが国では、これまで金融セクターに対する課税の議論はそれほど行われてきていない。

こうした状況を踏まえて、金融調査研究会第2研究グループは、「金融セクターに対する課税のあり方」を2015年度の研究テーマとして取り上げた。

本報告書は、1年にわたる研究成果をとりまとめたものであり、

第1章 金融セクターに対する課税のあり方

第2章 金融危機後の金融関連税制：アップデート〔國枝繁樹〕

第3章 金融取引税をめぐるEUの議論状況と法的課題〔吉村政穂〕

第4章 英国の銀行課税の経験から得られる銀行税制のありかたへの知見〔青山慶二〕

第5章 銀行に対する課税の観点からみた外形標準課税〔土居文朗〕

という5章から構成されている。

このうち、第1章は、研究会における議論を整理し、金融セクターに対する課税のあり方について、2016年3月に公表した提言（全銀協ウェブサイト（www.zenginkyo.or.jp）に掲載）を再録したものである。

第2章から第5章は、研究会のメンバーである委員・研究員の個別論文である。第2章は、金融危機後の欧米における金融関連税制を巡る議論およびその議論から得られるわが国の税制に対する含意について、第3章は、EUにおいて検討されてきた金融取引税の議論状況と法的課題について、第4章は、英国におけるボーナス税に始まる金融課税への取組みと銀行税から銀行業に対する法人税付加税制度への改正経緯、およびそれらから得られる知見について、第5章は、銀行に対する課税の観点から見たわが国における事業税の外形標準課税の性質について、それぞれ考察している。

われわれは、本報告書が、わが国の税制のあり方を検討するうえで、有益な示唆となることを願っている。

最後に、研究会の運営から報告書の作成まで、事務局である全国銀行協会企画部金融調査室のご尽力によった。記して敬意を表したい。

2016年9月

金融調査研究会第2研究グループ主査 井 堀 利 宏